東区校区自治協議会共創補助金の返還請求について

東区役所がA校区自治協議会に交付した自治協議会共創補助金(以下「共創補助金」という。)の一部について、本日、返還請求を行いましたので、お知らせします。

記

1 概要

A校区自治協議会の担当者(2名)がレシートの偽造などを行い、数年間にわたって 資金を詐取していた旨、A校区自治協議会から報告があった。

自治協議会の資金には共創補助金が含まれていることから、同2名が関わった5年間 (平成27年度から令和元年度まで)の支出について、区において再調査を実施したと ころ、平成30年度及び令和元年度の2年間について、共創補助金の過払いが判明した ため、下記のとおり交付決定の一部取消し及び返還請求を行ったもの。

※自治協議会:小学校区を基本単位として、地域コミュニティを運営する自治組織。自治会・町内会のほか、防犯・防災、子どもなど分野別の各種団体で構成される。自治協議会は、自治会・町内会の分担金などからなる自主財源や、共創補助金などにより運営されている。

※共創補助金:自治協議会が行う公益的な活動に活用できる補助金。

2 返還請求額

229,046円

(内訳:平成30年度分33,955円、令和元年度分195,091円)

※別途、福岡市補助金交付規則に基づき加算金を請求します。

3 経緯

令和2年5月 自治協議会内で資金の詐取疑いを発見、内部調査を開始。

7月 自治協議会から東区に報告。

東区から自治協議会に、事実解明と結果報告を指示。

令和3年4月 自治協議会総会において、不正支出について報告。

7月 自治協議会が調査委員会を設置。

11月 自治協議会からの調査報告を受け、東区で関係書類の総点検を実施。

12月 共創補助金の過払いが判明したため、補助金の返還を請求。

4 再発防止について

A校区自治協議会に対し、再発防止策の策定及びその実施を指導する。また、他校区 自治協議会に対しても、不正支出防止のための注意喚起を行うとともに、区職員による 補助金関係書類の点検を徹底するなどチェック機能の強化を図る。

【問い合わせ先】

東区総務部地域支援課 久保山、川本 電話 645-1041 (内線 141-218)